

証 人 調 書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示 平成28年(ワ)第758号,
平成30年(ワ)第51号

期 日 令和3年5月17日 午後1時30分

氏 名 玉田次郎

宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

HPへのアップにあたり、証人の宣誓書は省略した

原告代理人山田秀樹

証人は、現在はシーテック社は既に退職されているということですね。

そのとおりです。

退職はいつですか。

約3年前です。

甲第1号証を示す

甲1号証8ページ、10ページ、18ページ、24ページを示します。いずれも出席者欄の当社というところに玉田と書かれていますが、これは証人で間違いありません。

はい、私で間違いありません。

証人の右横に（記）と書かれていますが、これは証人がこの議事録の作成に当たったとこういうことで間違いありませんか。

そのとおりです。

それから、この議事録の一番上の欄の一番右端に確認という欄がありますね。ここに不動文字で、この不動文字、手書きの文字ではありません、不動文字で5人の名前がありますね。

.....。

はいかいいえをお答えいただけますか。このマイクに向かって、はいかいいえか言っていたきたいんですが。不動文字で5人の名前がありますね。

あります。

この左の一番上に玉田とありますが、これも証人であり、間違いありませんね。

はい。

証人はこの平成25年から26年の当時、大垣駐在所の地域グループ、そこに所属されていましたか。

はい。

今、確認欄に名前があったかたがたは大垣駐在所の地域グループのかたがたで間違いありませんか。

はい。

それで、大垣駐在所の業務内容についてお伺いしたいんですけども、これから確認をしていきますが、大垣署の警備課を訪問していろいろやり取りをされていますね。その中のお話を見てみると、風力発電事業に対して地元の住民のかたがたの賛否状況とか御意向とか、そういったことなんかもこの大垣駐在所の地域グループで調べたりするようなことだったんでしょうか。

はい。

今、何とおっしゃったの。

はいと言いました。

それから、原告の松嶋さんや三輪さんについては自治会の関係者であることや、以前にゴルフ場建設の反対運動をしたことがあること、それから地域での評判、こういったことなんかも聞き合わせをして調べたりもしておりますね。

はい。

これらは個人の識別が可能な個人情報だと思うんですけども、証人は個人情報保護法というは御存じでしたか。

深くは知りません。

平成25年当時、シーテック社が個人情報保護法2条5項で定めます個人情報取扱事業者であるということは御存じだったでしょうか。

知らない。

それは御存じない。

はい。

それから、平成25年当時、シーテック社には個人情報保護方針というものがありませんか。これは御存じですか。

知りませんでした。

御存じないということですか。

はい。

甲第17号証を示す

これは株式会社シーテック社のホームページに掲載されています「個人情報の取り扱いについて」と題するもので、個人情報保護方針などが記載されていますが、こういったものは御存じなかったということですね。

はい。

そうしますと、証人は加藤グループ長、加藤G長というんですか、と一緒に大垣署の警備課を訪問されていますよね。

はい。

この警備課の訪問に当たって、会社の個人情報保護方針などに抵触しないように気を付けましょうとこういうようなやり取りは当然しておられませんよね。

してません。

それから、証人はこの南伊吹風力発電事業以外の風力発電事業にも関わったことはありますか。

ありません。

証人の作成していただいた4回の議事録、これを見させていただきますと日付が結構ばらばらのようなんですけれども、この警備課への訪問といいますか情報交換といいますか、これは定期的に行うということではなかったわけですね。

はい。

必要に応じて適宜訪問するということだったということですね。

はい。

それで、第1回目の警備課への訪問、これは警備課の方から事業概要情報が

欲しいという連絡があって、それを受けて大垣駐在所の方から出向いたとこのうということですね。

はい。

2回目と3回目は大垣駐在所の方から出向いていったということでしょうか。

はい。

4回目なんですけども、4回目は前田巡査長から電話があったようですが、この前田巡査長の電話を受けて訪問したということによろしいですか。

はい。

この議事録は4回分しかないんですけども、5回目以降の議事録というのはないんでしょうか。

ありません。

シーテック社と大垣駐在所と大垣警察署の警備課とのこの訪問、情報のやり取りというのは5回目以降をやっていないんでしょうか。

やってません。

それはどうしてやられなくなったんですか。

朝日新聞の記者がうちの事務所をお見えになって、新聞報道等いろいろあって行くべきじゃないって我々が判断して行かなくなりました。

それは証人たちの判断ということですね。

そうです。

それで、この警備課の4回の訪問なんですけれども、1回目から4回目まで警備課の側では前田巡査長が毎回出ておりますね。それで、第1回目と第2回目は坂上警備課長このかたも同席されておりますね。第1回目というのは坂上警備課長と前田巡査長とどちらが主に話しされたんでしょうか。

割合ですね。

うん、割合ですね。

巡査長の方が多かったような気がします。

2 回目はどうでしたか。

2 回目以降はちょっと覚えてないです。その割合っていうことに関しては覚えてない。

主な発言者はどなただったかっていうのをお聞きしたいんですけどもね。前田さんの方が多かったんじゃないかなというふうな覚えでしょうか。

ちょっと分かりません。

3 回目は警備課長さんが横山さんというかたに交代して、横山さんと前田さんが出てこられてるんですが、これは発言はどちらが主だったんでしょう。

前田さんですね。

今のは警備課側の話なんですけど、シーテック社側で説明をされているのは 1 回目と 2 回目、加藤さんと証人が出席されていますが、1 回目と 2 回目はどちらだったんでしょうか。

加藤が主に話をした。

甲第 1 号証を示す

3 回目 4 回目は当然、証人だけとこういうことになりますね。それで、甲 1 号証の 3 5 ページを示します。これは弁護士法人ぎふコラボのホームページです。この一番下に 2 0 1 3 年 8 月 8 日こういう印字がされていますね。2 0 1 3 年 8 月 8 日というのは第 1 回の訪問の翌日ですね。これは証人の方で会社に戻ってプリントアウトされたんでしょうか。

そうです。

何でプリントアウトされたんですか。

最初の大垣へ行ったときにお話を聞いたぎふコラボという存在自体をそれまで我々、知りません。そういう話をたまたま頂いたので、どういところなのか分からないのでインターネットで検索したというそれだけです。

それがここにくっついてるということですね。

はい。

35ページから42ページまでかな、日付の印字があるのは40ページまでということになりますね。この日付がありますね。

(うなずいた)

うなずいたというふうにしといてください。それで、3回目と4回目は証人のみが警備課を訪問されたということでしたよね。

はい。

証人のみが警備課を訪問した理由は何かあったんですか。

加藤がたまたまいなかったというそれだけ。

訪問に当たっては事前に加藤さんと打合せのようなことはされてますか。

加藤を含めてグループ内で、いわゆるいろんな地権者さん含めている
いろ回っておりますので、そういうことは全てグループ内で共有する
ってということで、夕方の終礼だとかそういうもので全員で周知する
ような形で情報をみんなで共有しています。

そうすると、いついつ今度、警備課を訪問すると、こういうことを説明して
くると、こういうのを必ず加藤さんも含めたグループでやり取りして、警備
課を訪問されているとこういうことですね。

そうです。

甲第1号証を示す

甲1号証の20ページを示します。これはシーテック社に送られてきた要望書ですね。証人はこれは御存じですか。

はい。

ここに原告の三輪唯夫さんのお名前がありますね。

はい。

これはシーテック社にこの風力発電事業を中止してほしいとこういうような
要望書ですね。

はい。

この内容は読んでおられますか。

はい、読みました。

何で反対しているかという理由もきちんと書かれていますよね。

はい。

何にでも反対するとかそういう内容ではありませんよね。

それは先ほどの話と今の話は無理やりつなげない方がいいと。私の書いたのは、警察とお話ししてそういう雰囲気があったので議事録に書いたのもあって、今の文章は今お話しされたみたいに何でもかんでも反対するということと無理やり結びつけてませんか、そのお話。

私が質問されてるんで、違うなら違うよと言ってください。

はい。

甲第1号証を示す

それから、甲1号証の21ページから23ページを示します。これは大垣市長に嘆願書が出されたということを報道する新聞記事のコピーですね。

はい。

ここ、日付がH25となっていますけども、これは平成26年の誤りですね。

と思います。

21, 22はH25になってるんですが、23ページはH26というふうになっていますので、報道の時期も見れば平成26年というふうでこれは誤記だというふうでよろしいですよ。

はい。

これは大垣駐在所の地域グループからシーテックの本社、総務部の広報担当や再生可能エネルギー事業本部の風力発電グループに宛てて送ったそういった新聞記事のコピーですね。

はい。

甲第1号証を示す

この報道では大垣市長宛に嘆願書が出されたという報道があつて、さらに岐阜市長に嘆願書が出されるというふうな、岐阜県知事にも嘆願書を出すところというような内容が書かれておりますよね。そこで、甲1号証の18ページを示します。この1の概要（主旨）というところを御覧になってください。これによりますと、「5月20日上石津町上鍛冶屋地区から風力発電中止の嘆願書が大垣市長あてに出された旨の新聞報道がなされた。」、これは先ほどの報道ですね。

はい。

続いて、「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり」こういうふうに書かれてますよね。

はい。

この過激な運動というのは何を指しますか。

具体的なものは分かりませんが、そういう印象を得たのでこういうふうな表現にただけです。

上鍛冶屋地区にそういう印象を受けたということですか。

はい。

でも、印象を受けたのであれば、何かそれに基になる根拠になることがありますよね。

何がって明確にこの一点って言われても基本、言えないんですけど、いろいろな地区との対応だとか、全体で受けた印象としてそういうふうに思ったので僕がこういうふうに書きました。

今回のような行動を危惧しとありますね。

はい。

今回のような行動とは何ですか。

この嘆願書が出たっていうことを指して書いたつもりですが。
大垣市長に嘆願書を出すところのことですね。

はい。

これを危惧して大垣警察署警備課との話合いの場を設けていると。これが第3回の訪問の趣旨だところのことですかね。

3回目のときは話の中身としてはこういう話を。というか、議事録に書きましたけれども、実際の話は課長が新しくお変わりになったという事で挨拶かたがた行ったというのがメインで、この過激なうんぬんということをメインで行ったわけではない。

近況報告に 부탁드립니다。近況報告の欄に先ほどのシーテック本店に要望書が出されたということが書かれていますね。

はい。

それから2つ目の○ですけれども、嘆願書が出されたことが書かれていますね。

はい。

その新聞のコピーも警察にお渡ししたということが書かれていますね。

はい。

そしたら、この嘆願書や要望書が出されたことについて相談に行ったということではないんですか。

はい。

違うの。

はい。

違うっていうことですね。

はい。挨拶に。

挨拶に行ったということですか。

はい。

それから、この議事録を見ますと、警察からの情報というものが記載されていますね。甲1号証の19ページ、警察からの情報というものが記載されていますね。

はい。

△の2つ目ですが、「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田伸子」と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。」と。こういうことを警察の方から言われたということですね。

はい。

この懸念する理由とか根拠とかそういったことの話はあったのでしょうか。

それは聞いてないです。

「現在、船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。」ということがいろいろと書かれていますね。警察が船田伸子さんの病状についてなぜ知っているのだというふうに思いましたか。

分かりません。

じゃあ、なぜそれをあなたがたに教えてくれるのだというふうに思いますか。

それも分かりません。

次の△ですが「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合はすぐに110番して下さい。」ということも言われたということですね。

はい。

こういう現実的な危険性というのはこの時点であったのでしょうか。

分かりません。

あなたはこの3回目の警備課を訪問したときに船田伸子さんを御存じでしたか。

いや、そのときは知りませんでした。

それで、この船田伸子さんの字が訂正されているんですけども、これほど

あなたが訂正されたんですか。

覚えてないです。

最初は伸子の伸が、信じるっていう字なんですけども、手書きで伸びるっていうふうに訂正されているんですよ。正しく訂正されてるんですけども、これは誰かが調べないと訂正できませんよね。

インターネットで調べてそのお名前自体も探したので、誰が気が付いて修正したのかははっきり覚えてないです。

甲第1号証を示す

続きまして、第4回の訪問についてお聞きをいたします。甲1号証の24ページを示します。平成26年6月30日の議事録ですが、この概要欄を見てください。6月24日に前田巡查長から電話があったというふうに書かれていますね。

はい。

この電話は誰が受けたんでしょうか。

最初に受けたのは誰だったかは分かりませんが、最終的に私が電話を取り次いでもらったと思います。誰が出たかまでは覚えてないです。いや、私が聞きたいのは、要するに要件のやり取りをされたのは証人で間違いないですねということ。

はい。

ここに「近藤ゆり子」が風車事業に対して動き出す気配がある」というふうに書かれていますね。

はい。

これはどういったことを指すんでしょうか。

いや、具体的なことは分かりません。

その後、「上鍛冶屋の三輪唯夫が自地区でない一之瀬で、「風力発電の勉強会」を開催したので報告すると共に、近藤ゆり子の動向を聞くために訪問し

た。」こうなってますね。

はい。

これが4回目の訪問の目的とこういうことですね。

はい。

まず、風力発電の勉強会ですけれども、これはちらしを入手されたんではしたかね。

はい。

これが議事録に添付をされておりますね。

はい。

これはどなたかから頂いたんですか。

地元の有力者のかたから頂きました。

ここに武田恵世さんというかたの名前がありますが、この武田恵世さんは証人は御存じでしたか。

その時点でって言われるとはちょっとはつきり覚えてないですけど、何らかの勉強会やる中で名前が何度も出てきたので、それで知りました。それ以前は全く知らない人で。

この勉強会の参加人数などを調べたりもしておりましたか。

それは地元有力者のかたから情報を頂きました。

それは風力発電事業に対して理解をしていただいている有力者という意味でしょうか。

はい。

それから、近藤ゆり子さんが中部電力の株主総会に出席をされていますね。

はい。

このことを4回目の訪問のときに証人から前田巡査長の方に説明しておりますね。

はい。

これは、証人は近藤ゆり子さんが中部電力の株主総会に行くことをどうやって知ったんですか。

いや、後からって言い方悪いですけど、いわゆる風力発電部の方から電力さんのその総会に出られて、こんなような話があったよというのをEメールかなんかで頂いたので、そういう文章を作り上げた。そうすると、証人が株主総会に行ったわけじゃないということでしょうか。

俺は行ってないです。大垣におりました、行ってないです。

風力発電部の方から、大垣駐在所の方にこういう発言があったよっていうのは何もなく連絡があったんですか。

と言われると、そこちょっとはつきり覚えてないですけど。

例えば、近藤ゆり子さんの動向を大垣駐在所として注目してますみたいなそんなやり取りが風力発電部全体であったんじゃないんでしょうか。

それは分かりませんが、今までお話ししていた議事録の中でお名前は既に出てたお話なので、そういう意味で風力発電部が注視していたかもしれません。それは飽くまでも推察で僕は今言ってるだけであって、そういう文章を大垣の方へ送っていただいたってことはそういうことだったんだろうと。

この議事録はどこで保管されておるんですか。

本店のサーバーです。大垣で打っても本店のサーバーとつながるようになってましたので、桜山にあるサーバーにデータは全てあります。そうすると、本店のそれなりの部署のかたであれば皆さんアクセスできるわけですか。

アクセスはできますが、個別にファイルにプロテクトが掛かるようにパスワードは打ってましたので、そう簡単に誰でも見れるということではない。

風力発電部のそれなりの役職のかたであれば見たりできるんですか。

はい。

それから、前田巡查長の方から、近藤ゆり子さんが西濃憲法集会というのが一息ついたんで、風車事業反対活動に本腰を入れそうだとこういうようなお話があったということですね。

はい。

本腰を入れるというのはどういうことなのでしょう。

それは分かりません。具体的には分からない。

甲第1号証を示す

甲1号証の28ページを示します。これは再びぎふコラボのホームページですが、プリントアウトした日付が2014年6月30日のようですね。

はい。

29ページに2014年5月3日の西濃憲法集会のちらしがありますが、これを議事録に添付したわけですね。

はい。

これをプリントアウトしたのはどなたですか。

名前は誰とか覚えてないです。みんなで分担して仕事はしてましたので、じゃあ実際これは誰がダウンロードして印刷したと言われてもちょっとはつきり分からない。

大垣駐在所のメンバーであることは間違いない。

それは間違いない。

それから、30ページを示します。これは2014年5月28日にプリントアウトされてますね。

はい。

ここにちょっと字が薄いんですが、近藤ゆり子と書かれているように読めますが分かりますか。

うっすら見えますね。

これはどういうものですか、この写真は。

これはインターネットでダウンロードして印刷した。

これは近藤ゆり子さんだろうということでプリントしたということですね。

そういうことです、はい。

これ、プリントアウトしたのは5月28日なんですけど、日付からいうと5月28日というのは第3回の訪問の後なんですけど、くっついてるのは第4回の訪問の議事録にくっついてるんですけど、これはどうしてなの。

それは覚えてないです。

こうやって4回警備課を訪問して、いろいろ情報のやり取りをされておりますよね。この情報のやり取りについては証人としては、風力発電事業に対して有益だったとこういうふうにお考えなんですか。

はい。

ただ、警備課から頂いてる情報がかなり不正確でおおげさという、そういったような情報だったんじゃないかとこういうふうな受け止めはありませんか。

ちょっとそこに自信がないですね。

自信がないっていうのは。

自信がないっていうのは、おおげさに言っていたものなのか、本当はささいなことだったのかっていうふうに今聞かれたような気がしたので、そこは印象的に余りよく分からないなと思ってそういう表現に。この警備課から頂いた情報で、シーテック社としてはこの南伊吹風力発電事業に対して危機感といいますか、そういったものをあおられたとこういうふうには思いませんか。

私は思いません。

原告代理人岡本浩明

証人は大垣駐在所地域グループに当時所属していましたよね。

はい。

地域対応グループっていうのと大垣駐在所地域グループの関係を教えてください。

一緒です。誰が書いたか分かりませんが、省略したか省略してないかとそんだけの違いです。

じゃあ、一緒と考えていいんですね。

一緒です。

じゃあ、グループ長は加藤さんと。

はい。

被告岐阜県代理人

先ほど加藤さんの経歴を聞いたときに、中部電力から出向して大垣に来て、また中部電力に帰ったって話なんだけども、すいません、ちょっと玉田さんの経歴として大垣に来る前もシーテックの社員。

はい。昭和50年に当時、中電工事といいましたけれどもそこに入社してから退職するまで途中で社名変更でシーテックになりましたが、四十何年間ずっと同じ会社です。

大垣のこの支社が閉じたのはいつ頃かって覚えてますか。

ちょっとごめんなさい、ちょっと正確に答えられなくてごめんなさい。

じゃあ、それが閉じた後、またどっかに転勤されてから退職されたの。

いえ、転勤してません。風力発電部に戻ってそこで退職しました、同じ部署で。

じゃあ、もうちょっと内容っていうか議事録自体のことを聞きたいんですけど、議事録、起案されたのは玉田さんでいいんですよね。

はい。

その起案したときに、例えば警察がしゃべったことなんかはどんなふうに記録されてましたか。

メモ用紙とかそういうのに走り書きで自分の覚えられる範ちゅうでメ

もったもので、ワードで議事録に打ち直ししました。

そうすると、その警察官の目の前でメモ取ったりしたんだ。

それは走り書き程度で。

若干、先ほど向こうの先生からも指摘あったように、資料とかもお調べになってから議事録書いてみえるから、例えば打合せをしたその日に書いたとかではなくて、その都度その都度、書かれたってことでいいのかな。

そうです。さっきもお話したように、お名前が分からないとか、
どういうところなのか分からないところございますので、戻ってみんな
で分担しながらインターネットでしか調べる方法がないので、それ
でダウンロードして補足するところは補足して、議事録に添付してグ
ループ内で回してから名古屋の方へ送ったっていうのが実態です。

そうすると、議事録に作成の日がないのはそんなような意味で、特に意味はないですね。

はい。

それから、当然、議事録ですから今のお話のように皆さんでお調べしたことも含めて、こういうことを聞いてきたよということをシーテックさんの上とか横とかにお知らせすることが目的。

そうです。

それ以外のことはないもんね。

はい、ありません。

打合せのときに警察の話もする、であなたがたの話も幾つかあるんだけど、それも取り立てて、何か今回これは特別に話をしておきましょうみたいなことを用意しておいたのかな。

いえ、通常、地域対応としては、地権者さんであったり地元有力者さんであったり、いろいろ回っておりますので、そういう中で得られた情報がたまたま警察と打合せしたときの議事録の添付できるような状

態であれば、先ほどあったみたいな講習会っていうかそれで配られた資料を添えて議事録に回すっていうことはありましたけど。

そうすると、そういう資料があるからそれをテーマにしようというぐらいで。

はい。

特に何かテーマが決まってるとかではなかったの。

ないです。

それから1回目、加藤さんと玉田さんが行かれてるんだけど、玉田さんが行かれた特別な理由って何かありますか。

いや、特別なないです。

それ以降は加藤さん行かなくなったら顔見知りか玉田さんだったので、玉田さんが行かざるを得なかったってことやね。

さっきも申しましたように、行ける状態であれば2人で行ったんですけど、名古屋で会議があったりとかいろいろございますので、加藤がたまたまいない日のときは私1人行ったというのが現状で。

あなたが行かれたもんで、しょうがないからあなたの議事録を作るしかなかったと。

基本的に議事録はもう私が作るっていうそんなような暗黙の流れがあるので、2人で行っても私が書きますし、1人で行ってもまた私が書きます。

加藤さんに、例えば中でいろいろ調べられて議事録書いてからお見せになるんだらうけども、加藤さんの方からここが違うよとか言われたことはあんまりないのかな。

いえ、ありますよ、それは。どうしても議事録というのは玉田が作る議事録であって、会社としてどうのこうのとか上へ上げるにいろんなことがあって、そういう意味でグループ長とか上席がいるので、そうした中でこの表現が違うよっていうことがあれば、そこは修正した

もので最終的にグループ長が印鑑押したものが名古屋へ行くっていう形。

今回はちょっと見せなくて失礼だけでも、1回目と2回目の議事録で具体的に何か訂正があったことを覚えてるか覚えてないか。

それごめんなさい、覚えてないです。

裁判官乙部華穂

先ほど原告代理人からの質問の中で、大垣警察署警備課からの情報提供は有益だったというふうに答えていましたが、どういった点で有益だったというふうに感じていますか。

その前に、情報自体というよりも私どもが警察署に行く主の目的は、いわゆるこれから風力発電事業を大々的に展開していく中で、20メートルとか30メートルとかっていう大きな例えばブレードであったり、風車本体であったりという形で要路の改良であったり、いろいろな国道あるんですけど、そういうところを大々的に閉鎖してあったりであるとかそういうことがどうしても必要不可欠なわけです。そういう意味でその地域課さん自体がそれらに関わってくるわけじゃないんですけれども、大垣の警察署さんへいろんな書類をこれから風力発電事業が進んでいく中で、いろいろ違ったところでもお世話になっていかなきゃならないという背景もあるので、そういう意味でいろんな警察さんと良好な関係を保っていきたいというのは私どものスタンスなの。だから、大垣警察署さんの地域課さんをよいしょするとかってそういうことじゃなしに、大垣警察署さん全体として我々は仲よくやっていきたいというのは根底にあるんです。

ちょっと今、地域課というふうにおっしゃってましたかね。

はい。

地域課というのは大垣警察署の地域課のことですか。

そうです、はい。

今回、情報の交換をされているのは警備課なんですけれども。

警備課です。僕の間違いです。

地域課とおっしゃったのは警備課の間違いということですか。

はい。

そうすると、もらった情報というよりかは情報交換の場が有益だったというふうにお考えだということなんですか。

はい。

警察との情報交換をしたことが有益だった理由として、今後いろいろな道路を封鎖したりとかそういったことが必要になってくるから友好的な関係を築いておく必要があるというふうにおっしゃってましたけど、その道路の封鎖であるとかそういったことについての具体的な内容の意見交換というのは。

そこまで至ってません。

まだしていなかったということですか。

はい。

それから、議事録の内容について聞きます。第1回の意見交換のときに警察の方から、「大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」というような発言があったようなんですけれども、この発言を受けて市民運動に発展するかもしれないというふうに懸念されましたか。

懸念しました。

その後に、発言者はどなたか分かりませんがシーテック社の方から、「当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。」というふうに書いてありますけれども、ここでいう情報交換というのは何を想定されて言ったんでしょうか。

それ、具体的なものはこれとってないんですけど、その地域情報であったり、どう言ったらいいんでしょう、この辺のエリアのかたは協

力的なようだとか、こんな有力な人がおるよだとか、そういうような意味での情報を頂きたいということなんですけど。

そういった情報を警察の方からもらいたいと考えていたんですね。

その時点ではそうですね。

第2回の議事録の中でもシーテック社のかたが、「今後も地元交渉を精力的に継続する予定である。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」と書いてあるんですけども、ここでいう情報というのはどういう情報を想定されているんですか。

ごめんなさい。2回目のときちょっとはつきり覚えてない。

前後の流れを見た方が思い出せますか。

基本的にいわゆる、どう言ったらいいのかな。

甲第1号証を示す

では、甲1号証の11ページを示してください。その〇と書かれたところがシーテック社のかたの発言なんでけれども、いろいろと書いてあってその下に「今後も地元交渉を精力的に継続する予定である。」うんぬんというようなことが書いてあるんですが、この大垣警察署から頂きたい情報というのはどういうものなんでしょうか。

ごめんなさい。具体的にちょっと今、思い出せません。

裁判官大村麻衣

玉田さんは4回にわたって大垣警察を訪問されていますよね。端的にお答えいただきたいんですけども、玉田さんの御認識としては何のために警察を訪問して、警察のかたと会っているという認識だったんですか。

風力発電事業を今後進めるに当たって、その地域情報等含めていろいろな情報が頂ければ用地交渉をしていく中で有益だなと考えたので。

そこで今おっしゃった情報っていうのは、どういう情報を念頭に置かれていたんですか。

どう言ったらいいんでしょう。ごめんなさい、うまく表現できない。
表現できないというのは。

具体的にというのは、この辺のエリアだとすごい協力的だよだとか、
そういうのを私どもとしては欲しいものですから。
地域住民のかたに関する話だとか、地域に関する情報が欲しかったというそ
ういうことなんですかね。

はい、地域情報ですね。

甲第1号証を示す

甲1号証の8ページをまず示してください。こういった議事録を作られたの
が玉田さんということなので、ちょっとお伺いします。議事録の会議名のと
ころ、まず8ページのところには、「大垣市上石津町風力発電反対派による
勉強会の実施について」ところに記載されています。それから4回目の議事録
が24ページのところの同じく会議名のところには「上鍛冶屋と近藤ゆり子
の新たな動きについて」という会議名、書かれておりますね。

はい。

この会議名を作ったのは玉田さんで間違いはないですか。

はい、そうです。

どうしてこういう書き方をされたのか教えていただけますか。

この議事録自体は以前からある議事録なので、いわゆるポイントにな
る部分を会議名という名前で書いてあるだけであって、こういうポイ
ントになる部分について話をしたっていう意味合いでこの会議名が書
いてあります。

ポイントになるというのは、その会議での主たる話題というふうに伺ってよ
ろしいですか。

はい。

それから、議事録で25ページを見ていただきたいんですが、その③今後

の進め方についてというところですね。シーテック社の方が玉田さんしか参加されていない会議なので、玉田さんの発言だと思うんですけども、「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡をする」と書かれていますが、具体的にどういう情報が入ったら警察に連絡することを念頭に置かれていましたか。

いわゆる風力発電に反対する勉強会みたいのは何度も何度も開かれましたので、そういうのを新しく開かれたのであれば、また報告した方がいいかなという、地元有力者さんからのそういう情報が得られれば報告した方がいいなという判断でこう書いた。

何か警察の人から報告してほしいというようなことは。

いや、それはないです。

飽くまでも、玉田さんの判断として新しい情報が入ったら報告しようと思ったとそういうことですか。

そうです、はい。

それから、最後に原告ら代理人からの質問の中で、4回目以降の会議はしていないと。それは新聞報道があったので行くべきではないと玉田さんたちが判断されたとおっしゃっていましたね。

そうです。

それはどうして行くべきではないと思ったんですか。

まず、新聞社さんが来て、いろいろ聞いて帰っていかれて、その後に多分警察へ行くんじゃないかなって我々は推察したんです、大垣のグループでですよ。ですから、そういう意味でその時点でもうやめた方がいいのかなっていうふうに、グループの中で推察してやめた。

なぜ、そういう推察に至ったんですかね。先ほどの話だと情報交換の場としてこの会議を行っていたという話だったので、特に何か問題があるという認識に至ったんですか。

新聞記者さんっていうのがお会いすること自体、私が初めてで、何かどかどかと思ってきて、こういうマイクロフォンをどんと置いて、話を聞かせてみたいな形でがらがらがんがん何かお話をされて帰っていったんですけど、普通の印象じゃなかったの、いわゆるちゃんと会話をできるようなそういうイメージではなかったの、その新聞記者の人の話の仕方がですよ。これはちょっと嫌なイメージだなって思ったんです。

だから、もう会議をやめようということになったということですか。

はい。

裁判長

先ほどあなたは警察との会合で、欲しい情報としては地元情報だということをおっしゃって、その地元情報というのは風力発電に協力的か非協力的かということをおっしゃいましたよね。

はい。

警察からは協力的かとか非協力的だっという具体的な内容というのは伝達されたんですか。

問題になるという表現が正しいか分かりませんが、いわゆるこんな人がいるよということは主で大きなものは頂いてませんが。

こんな人がいるよというのはどういうことですか。

先ほどの議事録の方。

議事録に具体的に名前が載ってる人の話ですか。

はい。

その人についてはどういう情報をもったんですかね。

議事録に書いたとおりなんで、それ以上のものでも何でもなくて。それでもってあとはインターネットでどういう人か調べて報告したっていうそんな流れの中だもんですから。

警察でもらった情報というのは、シーテック社が警察との会合を持つ前には持っていなかった情報ですか。

持ってたものもありました。

持っていないものもあったの。

はい。

持っていないものっていうのは例えばどういう情報がありますか。

先ほどもお話ししたとおり、ゆり子さんでしたっけ、近藤さんです。

近藤さんの名前自体も我々知りませんでしたし、それは警察さんから頂いた情報ですね。

あなたがこの議事録で、今後も情報交換をしたいということをおられるのは、念頭に置いているのはそういう情報ということですか。

いや、それだけじゃないです。そういうのも含めての話ですけど、できたらもっと反対とかかっていうことじゃなしに、いわゆるもっと協力的な人がこの辺におるよみみたいな情報を得られるのが一番うれしいなと思ってやってみましたけど。

その情報を下さいと言うと、情報提供をしたいと言う、あなたたちからは警察にそういう申入れをされたということで理解していいですか。

申入れはしてないです、それはしてないです。我々からこういう情報を下さいってことは言ってませんので。

議事録でいろいろな情報交換をお願いしたいというのが、お宅の会社の意向として書いてあるんですけども、それはじゃあ、どういう情報を念頭に置いているんですか。

それはうちの社内的なまとめであって、議事録自体が全部1から10まで大垣警察署で話したことを全部書いたわけじゃなしに、先ほど言ったようにインターネット等、落としたデータも貼ってありますし、今後どうやって進めたいかっていう私どもの意向も含めて議事録とし

て作ってありますので。

甲第1号証を示す

じゃあ、ちょっと揚げ足取りみたいになって申し訳ないんですけど、8ページ開いていただけますか。8ページ2で打合せ内容と書いてありますよね、見出しとして。そこの最後の9ページの最後のところ「当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。」「了解した。」と書いてありますよね。

はい。

これは警察との会話を記載したもんじゃないんですかね。

・・・その辺、ここはちょっとはつきり・・・。。。。何だったのかな・・・。すいません、ここちょっと分かりません。

分かんない。

はい。

一番最初の会ったときの話をまた最後に聞きますけれども、一番最初というのは警察に一番最初に行ったときの。そのときは警察から情報交換したいと持ち掛けられたわけですよ。

ええ、会社経由でそういう話がありました。

それは何のためにそういう情報が欲しいというふうに言ってきたのかわかってるのは覚えておられますか。

それは分かりません。

分かんないの。

ええ。会社から、こういうことがあったので一度伺ってくれっていうようなそういう依頼が会社から来たので出向いたので、その時点では情報交換が行われるとかそういうイメージはなくて、何か進み具合とかそういうことを聞かれるのかなと思って出向いたんです、内心は。でも、行ったときに賛成派とか反対派の情報が出てきたわけですよ。

はい。

それはじゃあ、どういういきさつから出てきたことになったのかな。

それは分かりません。

覚えてないですか。

ええ。なぜそういう話になったかは私には分からないと。私どもの風力発電に対するその事業内容だとかそういうのを説明に行くもんだと思って出掛けたものですから。例えば風車が3基だとか10基だとか、この辺のエリアにこういうふうに作りたいよっていうそういう事業概要を説明するつもりで警察署さんへ行ったもんですから。

勉強会の話とか出てますよね。

それは、ええ。

どうしてそういう話が出てきたのかというのは、どういういきさつで出てきたのかというのは覚えてないの。

それは覚えてない。

原告代理人小林明人

先ほどのやり取りを聞いてみますと、御社は最初は警察に報告するために行ったわけですね。

事業概要の報告するつもりで行った。

それが後には、警察から情報をもらえるという期待を持つようになったわけですね。

はい。

どういうきっかけでそういうふうに思うようになったんですか。

それは、その1回目のときに、ここに出てきてるような人の名前がたまたま出てきたので、それだけです。

それが御社としては知って有益な情報だと思ったわけですね。

はい。

そういう情報をもっと欲しいと思った。

いや、別にもっと欲しいってわけじゃなしに、それは何か違うような気がするんですけど。

じゃあ、説明してください。警察からどういう話があって、警察から情報提供してほしいと思うようになったんですか。

.....

では、教えてください。すいません、質問にまず答えて。では、どういう話があってそう期待するようになったんですかっていう質問。どうぞ。

別に期待をして行ってるわけじゃなくて。今のお話でしたら、やめときます、ごめんなさい。

教えてください。

風力発電事業がうまく進めっていけるような情報が頂ければいいなと思っただけです。

ということは、警察が何か話してくれたからそういう情報をもらえるかなと思ったわけでしょう。

何か答えありきで何か言わされてるような気がして、ちょっと返答したくない。

証言、拒絶する権利はないんですけども。

裁判長

ちょっと質問の聞き方は悪かったですよね。

原告代理人小林明人

じゃあもう一度、じゃあすいません、聞かせていただきます。警察のどのような話からもっと情報がもらえると思うようになったのですか。

それは先ほども申しましたけど、いわゆる反対とかじゃなしに協力的な人がこの辺におるよとかってというような情報がもっと頂けたらなという方を期待したんです。

では、決めつけるよう質問になってたら申し訳ないんですけども、計画に反対する人たちの情報を教えてもらったということがきっかけだったということですね。

もう答えたくありません。

以 上